

議 事 録

会議の名称	太子町男女共同参画プラン策定委員会（第2回）
開催の日時	平成25年12月17日（火）13時25分～16時00分
開催の場所	太子町役場第2会議室
出席した委員氏名	勝木洋子 委員長、清水英子 副委員長 泉尾啓之 委員、三宅優一 委員、長谷川秀子 委員、 小山富美子 委員、大島八重 委員、瀧北りえ 委員、 圓尾信子 委員、小田久美子 委員
出席した庶務職員の職及び氏名	北川町長、山本企画政策課長、溝端係長
その他出席者	なし
議題	報告 「平成25年度男女共同参画に関する町民アンケート」結果報告について 諮問 諮問第1号「第3次太子町男女共同参画プラン」（案）について 議事（1）「第3次太子町男女共同参画プラン」（案）について （2）今後のスケジュールについて
会議の概要（結論）	別紙議事録のとおり
公開・非公開の区分	非公開
使用した資料	1. 委員会次第 2. 配布資料一覧 ①「平成25年度男女共同参画に関する町民アンケート」結果報告書 ②「平成25年度男女共同参画に関する町民アンケート」 ③第3次プランの体系（案）の概要について ④第3次太子町男女共同参画プラン（素案） ⑤第1回太子町男女共同参画プラン策定委員会 議事録 ・プラン中の図表修正案 ・数値目標修正案（P70） ・太子町特定事業主行動計画（プランP49⑤、P70No.10の参考資料）
連絡先	総務部 企画政策課 TEL:079-277-5998 FAX:079-276-3892 E-mail:kikaku@town.taishi.hyogo.jp

1. 開会

山本課長： それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会を開催させていただきます。

本日の会議は、案内のとおり、第 1 回委員会でご意見を頂き 8 月に実施いたしました「平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケート」の結果や、第 1 回委員会で委員の皆様より頂いたご意見も踏まえた「第 3 次太子町男女共同参画プラン」(案)が策定できましたので事務局より説明させていただきます。

後ほど、北川町長から勝木委員長へ、「第 3 次太子町男女共同参画プラン」(案)について、諮問をさせていただきます。来年 3 月に開催予定の委員会で答申を頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでははじめに、勝木委員長からご挨拶を頂きたいと思います。

2. 会長挨拶

勝木委員長： みなさまこんにちは。8 月からあっという間に月日が過ぎて 12 月になってしまいました。残り少ない日にちを数えて焦りつつありますが、どうぞよろしくお願いします。

今日はお忙しいところ 5 分前に集まって頂きありがとうございます。

本日の審議事項、並びに議案でございますがお手元の次第にありますように、報告と諮問と議事という 3 件でございます。報告はアンケートの結果報告をして頂きます。次に、諮問は山本課長からお話がありましたように、町長から諮問を頂くということになります。引き続いてプランの素案にみなさんのご意見を頂きたいというところです。限りのある時間ですが、皆さんのご意見を頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて議事録の署名者につきましては、委員長から指名ということになっていますので、本日は三宅優一委員と瀧北りえ委員のお 2 人に指名をさせていただきます。

後日に事務局の方から書類がまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、報告からです。「平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケート」の集計結果について、事務局の溝端さんから説明頂きます。

3. 「平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケート」結果報告について

事務局： 本日の会議資料についてご説明させていただきます。机に本日の追加資料を置かせて頂いております。まず、本日の次第、会議資料の一覧になります。本日の配布資料といたしまして、プラン中の図表の修正について、事前に委員長からご意見頂きましたので、修正案を付けております。その後、同じく委員長から数値目標についての修正案を頂きましたので、事務局で検討いたしましたして、修正案をお付けしております。

続きまして、数値目標の参考資料といたしまして、太子町職員向けの特定事業主の行動計画というものを付けております。

机に置かせて頂いた資料は以上ですが、本日使用する資料は、先日送らせて頂きましたアンケートの結果報告書です。町民アンケートの原本は参考にお付けしております。

その後、プランの体系の概要についてカラーのもの、続きまして第 3 次参画プランの素案、あと前回の第 1 回の議事録を送らせて頂きました。

また、本日瀧北委員から姫路の男女共同参画の情報誌をお持ち頂きましたので、お配りして

おります。以上です。

それではアンケートの結果について報告させていただきます。

アンケートにつきましては、前回の委員会においてご審議頂きました案で、8月に実施させて頂きました。

結果報告書を1枚開いて目次をご覧ください。調査の概要を1ページ。その後調査の結果を項目ごとにまとめさせて頂きました。また、自由意見を参考に載せております。

調査の概要が1ページ、調査の目的については第3次プラン策定の基礎として、現状の確認と町民の意見をプランに反映させて頂くため実施いたしました。調査に関しましては、町内の20歳以上の在住者1200人、当初は1000人で予定していましたが、委員長からのご提案により、1200人で実施をさせて頂き、男女別の年齢別の無作為抽出で行いました。調査時期につきましては、平成25年の8月15日から31日までの期間、そして調査方法は郵送で調査票を配布回収しました。調査票の回収状況につきましては、1200件配布させて頂いて、届かなかったものが6件、回収が570件、白紙の回答が4件、有効回収の数が566件、有効回収率といたしまして47.2%となりました。

2ページ以降が調査結果の報告となっています。まず、18ページをお開きください。『仕事と家庭』ということで、固定的な性別役割意識の調査です。「男は仕事、女は家庭」という考え方についての調査を行いました。「どちらかといえば」を含んで、「そのとおりだと思う」という昔からの保守的な考え方の方が41%いらっしゃいまして、「どちらかといえば」を含んで「そう思わない」という反対意見については54.4%となりました。全国の結果でも「そのとおりだ」という意見が41.3%で「そう思わない」方が54.1%でしたので、全国結果と同様な結果となりました。

続きまして34ページをお開きください。

副委員長のからご指摘がありました。下のグラフが男性と女性で逆になっておりました。申し訳ございません。修正させて頂きます。

現在の男女の地位ということで男性意見と女性意見とそれぞれ聞いています。男女の意見ですべての分野で、男性の方が優位であるという意見が多かったのですが、唯一「学校教育の場」というのが、「平等」という意見が多い結果となりました。その反対に「女性の方が優遇されている」という意見につきましては、男性については10%以下、女性の意見については2%以下と非常に低い結果となっています。

続きまして42ページ、ドメスティック・バイオレンス(DV)についてのアンケート結果ですが、太子町での被害の経験について「精神的な嫌がらせ」を受けられた方が8%、「身体に対する暴力」を受けた方が7.8%という結果となりました。

続きまして44ページ、特に女性の被害が多く12.3%の方が「精神的な嫌がらせ」を受けた、12%の方が「身体に対する暴力」を受けた、という結果になりました。男性の方の3倍、女性の被害が多い結果となりました。

続きまして45ページ、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害時の相談先ということで、一番多かった意見が39%の「だれ(どこ)にも相談しなかった」という結果となりました。

その理由の回答が46ページですが、どこにも相談しなかった理由として「相談するほどの

ことではないと思った」方が 23.3%、次いで「自分さえ我慢すればやっていけると思った」方が 20.5%、「相談しても無駄だと思った」方が 17.8%という結果となりました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）についてはエスカレートすると重大な事件になるケースがありますので、町としては相談しやすい環境、相談窓口の周知等が必要かなという事がこの結果でわかりました。※以下ドメスティック・バイオレンス（DV）→DVと標記

続きまして 48 ページ、DV被害者支援のために必要なこと。全体では「被害者の緊急時の安全の確保と保護体制の徹底」が 62.2%で最も多い意見となりました。次いで、「相談窓口や相談体制等の充実」、「被害者の相談窓口等における個人情報保護の徹底」となっています。結果報告は以上で終わります。

勝木委員長： ありがとうございます。とても詳しいデータで説明して頂きましたが、何かご意見や質問はありませんでしょうか。普段、グラフや数字を見慣れてない方はちょっと判り辛いかもかもしれません。ほぼ、全国と同様の結果であったということと、相談に関してはどこにも行きようがない、我慢したらいいと思っているという意見が多かったようです。それは非常に困ったことだと思いますね。我慢してよくなればいいですけど、多くのケースがエスカレートすると考えられます。

清水副委員長： データについては見やすく、グラフは先生がアドバイスされた棒のものになっていますね。

事務局： はい、プラン中のものについては、本日お配りした修正案とで素案のページごとに、先生のアドバイスをもとに多い順に並べ替えたものを載せさせて頂いておりまして、こちらで修正をさせて頂こうと思っています。

清水副委員長： その方がすごく見やすいと思います。あと、調査でおもしろいのは自由意見なので、それについても拝見しましたが、比較的賛成というか、プランに対して好意的なご意見が多かったように思いました。中には反対を表明されている人もありますが、頭ごなしに意見を言ったり、汚い言葉を記入したりということもないので嬉しいなと思いましたし、2、3 人は太子町に 10 年前からこんなプランがあったのかとか、プランを進めて欲しい等の意見もあって、このアンケートによって啓発も果たしているのかなと嬉しく思いました。

勝木委員長： 他に皆さんのご意見はありませんでしょうか。どんな小さなことでもいいのですが。

山本課長： 委員長よろしいですか。今清水副委員長から自由意見のことがありましたが、中には若干キツイ言葉はありました。そこは少し読みやすいようにしていますが、アンケートというのは書いているそのままを出すのがいいのか、こういう形で手直しした方がいいのか、どの方法が妥当なのでしょう。意味合いが変わるほど修正はしていませんが、プランの中にもその他の部分で「など」という書き方にして全てを挙げていない意見もあります。

勝木委員長： 行政がされるのは、特にパブリックコメント等では、厳しい表現はうまく外して答えていると思います。真っ向からぶつかってきた人にそのまま返すというのはほとんど行政ではしてなくて、ふわっと変えている。やっぱり残りますからね。

山本課長： そうですね。ただ書かれた方は「俺こんな書き方してない」との批判を受ける場合も考えられることから、意味的には違わないように直している、その範囲では修正をしています。その程度だったらかまわないということでよろしいでしょうか？

勝木委員長： そうですね。国のパブリックコメントの意見公表でもあまり極端な意見は出ていませんから。わかりました。

勝木委員長： 事務局での修正事案はかなりあったのですか。

事務局： それほど件数は多くありませんでした。例えば、個人が特定できるような、個人名が出てきたりというのは公表するのは控えたほうがいいということで、抽象的なものに変えたりしました。また、今回の結果を住民の皆さんに公表する予定ですが、自由意見も全て出したほうがいいでしょうか。他の市町のプランを拝見すると、自由意見については何も触れていない結果報告というのにもよく拝見するのですが、そのあたりも事務局でも悩んでいます。

勝木委員長： このままをホームページに出されるところもありますし、町の広報で部分的に出されるところもあります。原本はあるけれども全文は見せないということでもかまわないと思いますし、市町によって色々だと思います。この現状を見て、新しいプランに繋げて頂きたいと思います。

清水副委員長： そうですね。こういう会議資料のために作る分にはキツイ言葉も載せて頂いたほうが、逆風もあるということが判りやすいのではないのでしょうか。

事務局： 参考にさせていただきます。ありがとうございます。

勝木委員長： どのような修正があったのですか。

山本課長： テレビに出られている方の女性の名指しだったり、その方を攻撃するように言っていたりとか。

事務局： また、セクハラとかがあった場所として事業所の名称の記載がありまして、それは記載しないほうがいいのかという事で、記載を控えたりしました。それ以外では特に意識的に修正したものはありません。

言葉使いとか、やはり漢字を間違えて書かれていたりとか、ひらがなが多かったりする部分とかはこちらのほうで直したりは、させて頂いていますけれども、大きくは修正してありません。

勝木委員長： 根本的に男女共同参画プランなんかいないとか、反対だとかそういうのは？

事務局： そういう意見はありませんでした。

勝木委員長： 社会とは反する考え方だとかはありませんでしたか。

事務局： はい。ありませんでした。

勝木委員長： 皆様は何か質問とかご意見はございませんか。それでは次に進んでよろしいですか。

ご意見、ご質問が無いようでしたので、次の町長からの諮問の準備をお願いします。しばらくお待ちください。【暫時休憩】

4. 諮問第1号「第3次太子町男女共同参画プラン」(案)について

山本課長： それでは再開させていただきます。諮問第1号「第3次太子町男女共同参加プラン」(案)について諮問させていただきます。町長よろしくをお願いします。

北川町長： 諮問させて頂く前に、一言ご挨拶申し上げます。

暮れもいよいよ押し迫り、あわただしくなっていますが、委員の皆様には公私ご多忙の中「第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会」にご出席賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

今から諮問させていただきます、この「平成25年度太子町男女共同参画プラン」(案)につきましては、急速に変化する時代の流れに対応し、より一層の男女共同参画施策の推進を図るために見直しを行っています。

策定にあたっては、職員で構成しています「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチ

ーム」、また、部長級以上で構成しています「太子町男女共同参画プラン策定推進本部」で審議し、まとめさせて頂きました。

このプランが「和のまち太子」にふさわしいものになりますように、委員のご協力を切にお願い申し上げ、諮問させて頂く前の私のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願いいたします。

【 諮問書 朗読 】

勝木委員長： お預かりし、3月の答申まで私たちは慎重に審議し結果を出したいと思います。

山本課長： それではこれから審議に入りますので、ここで町長は退席いたします。

北川町長： ではよろしくお願いいたします。

5. 議事 (1)「第3次太子町男女共同参画プラン」(案)について

山本課長： それでは委員長、審議をお願いします。

勝木委員長： それでは議事に入ります。お手元にあります、「第3次太子町男女共同参画プラン」素案について。そしてスケジュールも含んで事務局からの説明をお願いします。

事務局： はい、では説明させて頂きます。まず議事1「第3次太子町男女共同参画プラン」(案)について説明をさせて頂きます。

まず、プランの素案の目次をご覧ください。

第1章でプランの概要、第2章でプランの基本的な考え方、第3章でプランの基本課題、第4章で別立てといたしまして、太子町配偶者等暴力(DV)対策基本計画、第5章でプランの数値目標を設置いたしました。

まずプランの概要です。2ページ『1 計画策定の趣旨』を簡単に説明させて頂きます。

太子町は、平成16年に第1次の太子町男女共同参画プラン、第2次のプランは平成21年に策定をいたしました。この度第2次改訂版の計画期間が平成25年で終了するという事で、これまでの取り組みを継承しつつ、現状を踏まえて新たな課題に対応しながら、引き続き男女共同参画実現に向けての施策を総合的計画的に推進するため、この「第3次太子町男女共同参画プラン」策定をいたしました。また、被害者の多くが女性であるDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の早期発見と早期支援を目的とした、太子町配偶者等暴力(DV)対策基本計画を本計画に包含することとします。

続きまして、『2 プラン策定の背景』の『(1) 国・県の動き』、『(2) 太子町の動き』①太子町の取り組み、につきましては、前回説明させて頂きましたので省略いたします。

次に、②太子町の社会状況について、4ページをお開きください。まず、太子町の紹介ですが、人口の推移、太子町の人口は増加傾向にあります。平成22年の国勢調査につきましては、33,438人で県内の12町の中で、最も人口の多い町となりました。この結果は前回調査から2.7%の増加となっております。世帯数としても同様に増加しております。

続きまして『人口構造の推移』について、人口構造は17年度と22年度を比較すると、65歳人口割合が3.7ポイント、年少人口(0歳～14歳)の割合が1ポイント高くなっております。ただ、高齢者や年少者を支える生産年齢人口(15歳～64歳)の割合は4.7ポイント低くなる結果となりました。『合計特殊出生率の推移』について、15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子供の人数に相当する合計特殊出生率は、平成17年度と22年度を比較すると0.29ポイント高く、全国や県の数値と比較しても高い数値となっ

ています。

続きまして 6 ページ、『家族構成の変化』について、太子町におきましても全国と同様に、夫婦のみの世帯や一人親世帯、単独世帯等が増加傾向でありまして家族構成の多様化が進んでおります。

7 ページ『就業の状況』について、女性の労働力率は全国や県の結果と同様に、結婚や出産、子育て期にあたる 30 代から 40 代前半にかけて低下する M 字カーブを描いています。こちらは、女性が結婚や出産を期に離職していることを示しており、平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケートの結果でも、仕事を続けることが出来るよう、子育て支援や職場環境の整備、子育て終了後の再就職支援の推進が求められていました。

続きまして 8 ページ、こちらの図表 6 で「男女がともに働き続けるために必要なこと」のグラフを載せています。一番多かったのが「職場において」「男女ともに育児・介護休暇を取得しやすくする」、続いて「保育施設や保育時間の延長等保育内容を充実させる」、「家族で家事の分担を行う」でした。なお、このプラン内のグラフにつきましては、本日お配りさせて頂きました、プラン中の図表の修正案で、委員長からのご提案で見やすく修正をさせて頂いております。この 1 ページに、見やすい形で多いものから順に並べたものを載せております。

続きまして 9 ページ、『プランの性格』について説明します。

(1) このプランは男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく計画であり、国の第 3 次男女共同参画基本計画および兵庫県の新ひょうご男女共同参画プランの主旨を踏まえて、太子町が取り組むべき、具体的施策を総合的・計画的に推進するための指針として策定するもので、前プランを継承した後継計画として位置づけます。

(2) このプランは太子町における男女共同参画社会の形成のための基本指針であり、「和のまち太子～第 5 次太子町総合計画～」のもと、他の計画との整合性も考慮しています。

(3) 本プランは基本目標の 4「暴力を許さない社会づくり～配偶者等からのあらゆる暴力の根絶～」において、「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」第 2 条 3 第 3 項に基づく基本計画「太子町配偶者等暴力対策基本計画」を含む計画です。

(4) 平成 25 年度男女共同参画に関する町民アンケートの結果を参考にしています。

(5) 施策の推進にあたっては行政のみならず町民をはじめ、事業所、各種団体、グループ、NPO 等の主体的な参画と共同のもとに進めていくものです。

『プランの期間』については、このプランの目標年度は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応した施策を進めるため、必要に応じて見直しを行います。

続きまして『第 2 章 基本理念』につきましては第 1 次、第 2 次プランを継承して、同じとさせて頂きました。

続きまして『基本目標』につきましては、4 つの基本目標ですけれども、お手元にご用意させて頂いております、第 3 次プランの体系の概要についてご覧ください。

こちらで 2 次プランと 3 次プランの体系を組み替えましたが、基本目標の第 2 次プランと第 3 次プランを比較のため載せております。第 3 次プランにつきましては、基本目標を簡単でわかりやすくするために 4 つに分類をさせて頂きました。

まず「1、意識の啓発と調査研究の推進」といたしまして、人権を尊重し合える意識づくり。

「2、は安心して働き暮らせる環境づくり」として、仕事と生活の調和の推進をまとめております。

「3、は行政から取り組む男女平等のまちづくり」といたしまして、行政の取り組みと関係機関との共同推進についてまとめました。

「4、暴力を許さない社会づくり」で、太子町配偶者等（DV）対策基本計画を載せております。

(2)以降ですが、基本課題、施策の方向、具体的施策の組み換えにつきましては、下の黄色で表している部分が新規事業になりますが、そちらも追加して組み替えております。こちらの2 ページ、3 ページ目に新プランと旧プランのそれぞれの体系を載せておりまして、施策の方向の番号は、お互いがわかるように第2次プランの基本目標と新プランの基本目標で変わっているものは、数字でわかりやすく表記をさせて頂いております。基本的に第2次プランのものは継承をさせて頂きまして、新しいものを組み込んだ形で新プランを策定いたしました。

続きまして、プランに戻ります。プランの13 ページ、『優先すべき取り組み』について、このアンケート結果やプロジェクトチームのほうで優先すべき取り組みを5つ決めさせて頂きました。まず、

- (1) 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しと男女平等の意識形成。
- (2) 政策方針決定の場への女性参画の拡大。

こちらにつきましては国のプランで2020年までに指導的立場にある女性を30%以上とすることを目標と掲げておりますので、太子町もそれを目指して推進していきたいと思っております。

- (3) 仕事と生活の調和への支援。

こちらはアンケートで住民の意見が多数ありましたので選びました。

- (4) 男女共同参画推進のための拠点の設置と推進体制の充実。

太子町の過去のプランでも懸案事項でございました拠点施設ですが、優先すべき取り組みとして挙げさせて頂きました。現在建設中の新庁舎の中に設置することで検討しております。

- (5) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶。

こちらはDV対策基本計画を盛り込んでおりますので、5項目目に挙げております。

続きまして、14 ページの図表7といたしまして、男女共同参画社会実現のために必要なことについてのアンケート結果のグラフも参考に載せさせて頂いております。こちらもお配りさせて頂いた資料の2 ページ目に、全体意見の多いものから順に挙げさせて頂いております。「保育サービス」や「職場での男女平等」、「学校での男女平等」という意見が多いものになります。

続きまして『第3章プランの基本課題』といたしまして、16、17 ページは施策の体系です。

こちらの施策内容の詳細説明は19 ページ以降でさせて頂きます。

『2. 施策の内容』について、まず19 ページの

【基本目標1】人権を尊重し合う意識づくりについては、意識の啓発と調査研究の推進をまとめさせて頂きました。

20 ページをお開けください。

基本課題1 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

太子町の町民アンケートの方で図表の7「男は仕事、女は家庭」という考え方について、調査をさせて頂きました。結果は、反対意見が54.4%、賛成は41%。54.4%の人が意識は持っているのですが、4割程度の住民の意識改革が進んでいない状況になっております。これらの結果から今後も、社会のあらゆる分野において男女共同参画の視点で見直しをして、一人一人の意識に潜在している性別役割分担意識や男性優位の考え方など、現状の解消に向け、普及・啓発の推進を図っていく必要があります。

この図表7の「男は仕事、女は家庭」という考え方においては、このプランの最後に数値目標の項目1として挙げさせて頂いております。現状値についてこの「男は仕事、女は家庭」という考え方に『そのとおりだと思う』と答えた人の割合ですが、「どちらかという」という意見を含めると、全体で41%の意識が進んでいないということになるのですが、『そのとおりだと思う』と答えた方が、全体の6.2%いらっしゃいましたので、その方の意識の方を変えて頂くということで、目標数値は0%とさせて頂いております。

まず、**施策の方向1. 男女共同参画に関する広報・啓発の推進**といたしまして、

「①情報提供、啓発活動の推進」については、具体的には広報誌やHPなどによる啓発の充実、男女共同参画に関する情報提供を行います。

「②講座、講演会、学習会等の実施」については、具体的には人権教育実践発表会の開催、住民学習会や人間の生き方講座の充実、男女共同参画をテーマにした講座の開催としております。こちらは、先ほど見て頂きました、70ページの数値目標に項目2として、男女共同参画に関する講演会の開催を、現状は一度も実施できていない状況ですが、年度で1回を目標とします。これは、本日お配りいたしました資料の中で、委員長からの修正案といたしまして、1回のところを1回以上として修正案とさせて頂いております。来年度予算の要求もしており、1回もしくはそれ以上の実施に向けて、取り組んで行きたいと思っております。

続きまして、21ページの**施策の方向2. 男女共同参画に関する調査・研究の推進**といたしまして、「①意識調査、実態調査の実施」については、町民意識調査等の実施です。「②男女共同参画セミナーの実施」は新規事業として取り入れております。10年前、男女共同参画の第1次プランではセミナーの実施をさせて頂いていたのですが、現在ではセミナーの実施をしていませんので、10年前に立ち戻って、セミナーを実施し住民の方々に男女共同参画についての学習を促して、課題研究や啓発活動をしていきたいと考えております。

22ページ、**施策の方向3. メディアにおける人権尊重の推進**といたしまして、「①広報や刊行物における人権を尊重した表現の徹底」については、広報や刊行物等の男女共同参画の視点に立った表現の実施をしていきます。

続いて、

基本課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進といたしまして、正しい人権教育や学習は、未来を担う子どもたちの意識や価値観に男女共同参画の意識や人権意識を根付かせるとともに将来あらゆる分野で能力を発揮するために必要な不可欠なものです。参考といたしまして図表の8の「子どもの育て方について」でございます。こちらの方の一番濃い部分が「男の子の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をする方がよい」という意見ですが、全体の52.7%と半数以上の方がそう思っております。

続きまして24ページ。**施策の方向4. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進**では「①

成長段階に応じた教育の推進」として、男女平等の視点に立った進路指導の充実と男女で区別しない呼称の推進を行います。こちらは、現在も小学校では「さん」付けで児童の方を呼ぶということを実施しているということで、また男女混合の名簿もすでに実施をしているということです。続きまして、教職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施や、男女共同参画の視点に立った教職員の配置の推進、様々な体験活動を導入した教育活動の推進、人権同和教育の充実を図ります。「②学校運営の推進」といたしまして、セクシュアル・ハラスメント防止策に関する研修会の開催や教職員のための人権・男女共生教育研修の充実、保護者を対象とした男女共同参画に関する研修の実施としております。

施策の方向 5. 男女共同参画の視点に立った生涯教育の推進として、「①生涯学習講座の推進」といたしまして、公民館等における男女共同参画に関する学習機会の充実と、男女平等に関する人権学習の充実を図ります。

続きまして、

【基本目標 2】安心して働き暮らせる環境づくりといたしまして、仕事と生活の調和の推進を目標としています。

基本課題 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和の実現）につきましては、仕事と生活の調和は、男女が対等な立場で豊かな暮らしをおくる上で重要な課題となっております。町民アンケート、次のページにあるのですが図表の 7 とありますが 6 に修正をお願いいたします。本日お配りした資料の 1 ページに案に見やすいものを載せております。こちら職場において男女とも育児・介護休暇の取得や保育施設や保育時間の延長など内容を保育に内容を充実させる、家族での家事の分担を行う等の意見が多くありました。このことから、職場環境の改善や子育て支援や、男性の家事参加等に期待を持たれているということがわかります。その他の Mカーブの子育てや出産の時期に女性の方の就労率が下がるということを解消するために、女性のエンパワーメント支援のための機会の提供や再就職の支援等の、チャレンジへの支援を実施させていただきます。

29 ページ、施策の方向 6. 仕事と生活の調和支援、女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）といたしまして、まず「①男女がともに担う家事・育児・介護の推進」として、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発、男女共の参加できる家事・育児・介護に関する学習機会の提供です。こちらにおきましては数値目標の項目 3 に挙げております。子育ての参加状況アンケートでの男性の育児参加割合ということで、さわやか健康課において赤ちゃんの検診時等にアンケートを実施しているもので、ここでの父親の育児参加の割合を毎年集計しているのですが、非常に割合が高くなっているということで、24 年度は 94.1%の方が父親の育児参加があるという結果になっております。こちらを 30 年度には 100%を目標数値と設定させて頂きました。

戻りまして 29 ページ。「②女性が就業を継続できる環境づくり」としまして、事業所やパート・タイム労働者への情報提供や事業者を対象とした男女共同参画に関する知識の普及、職域における人権教育の推進、男女共同参画に関する献身的な取り組みをしている企業や事業所の公表を行います。

30 ページ、施策の方向 7. 女性のチャレンジ支援といたしまして、「①チャレンジに関する情報提供と支援」として、多様な働き方や再就職等に関する情報提供や相談窓口の紹介と支援の

実施や女性のキャリアアップを目的としたセミナー等の開催。また、兵庫県が実施しております「ひょうご女性チャレンジねっと」の活用で女性の再就職の支援をしていきたいと思っております。こちらにつきましては、優先すべき取り組みとしております、男女共同参画の拠点で、このような情報を発信していきたいと考えております。

「②女性の参画が進んでいない部分への参画推進」として、農業や自営業に従事する女性の果たす割合を評価して、経営基盤を確立するための普及啓発に努めます。農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員等への女性の参画促進や農業に関して起用を行う女性や女性グループへの情報提供、ネットワーク化の支援に取り組みます。こちらにつきましては、数値目標の最後のページですね、項目4の女性の農業委員数が現在0人ですけれども、こちらの方を1名、担当課の方から努力項目として提案がありましたので、実現させたいと思っております。

続きまして31ページ、

基本課題4 子育て・介護・高齢者等への支援といたしまして、古くからの性別役割分担意識の中で、育児や家事や介護等の担い手として女性が多く、そのことが女性の社会参加への妨げになってきました。町民アンケートの中でも、次の32、33ページとページが分かれています。家庭内での役割分担に関する回答結果でも依然として家事全般は女性の役割であると答えた方が多い反面、男性の今以上の家庭生活への参加についての質問では「賛成」と答えた方が大半を占めております。このことから家庭内の役割分担では、女性も男性も家事参加すべきだという理想的な意識は高い状態ですが、現実とは伴っていないという現状が見えてきました。こうした現状を解消していくために、男女共同参画の視点に立って家庭生活をする、子育てや介護等のサービスや相談体制を充実させていきます。先ほど説明させて頂いたように、太子町は人口が増加しておりまして、高齢化率につきましても進んでいることは確かですけれども、県下でも比較的緩やかで、高齢化率の方も全国や県下に比べて低い状態です。その反面、年少人口比率と合計特殊出生率が高いという活気溢れる若いまちということになっております。ただ、高齢者が占める割合というのが高くなっていますので、高齢者を含めた生活や社会的に困難におかれている方の生活の支援をしていく必要があります。

続きまして34ページ。**施策の方向8 育児しやすい環境づくり**といたしまして、「①子育てサービスの充実」として、保育施設とサービスの充実や学童保育事業の充実、子育て支援事業の充実に取り組みます。こちらの保育サービスの充実につきましては、数値目標の項目5の延長保育時間の延長保育実施所数、これは現在延長保育が朝の7時半から、夜は18時までですが、こちらを朝7時から受け入れをして、19時まで延長するということを目標とさせて頂いております。現在認可保育所が4つありまして、現在値の方は0ですけれども、目標数値といたしまして、町内の認可保育所全てが延長保育の方を実施ということを目指しております。ちなみに太子町の年少人口は多いですが、今のところ待機児童の方がいないということで、担当課から報告を受けています。

続きまして「②地域の子育て支援」として、乳児家庭の全戸訪問事業の実施や子育て広場の充実、声かけ運動の推進、小学校の学校支援ボランティアの参画促進、地域での多世帯交流が出来る事業の実施、保育ボランティアの育成に取り組みます。この小学校の学校支援ボランティアの参画推進を目標に掲げているのですが、この度、太田小学校が地域における学校支援活動ということで、お父さんが学校のボランティアに参加する「おやじの会」というのがあり、

いろいろな地域活動をして頂いているということで、文部科学大臣賞を受賞しております。

続きまして「③子育てに関する相談体制の充実」として、子育て相談事業の拡充や教育相談の実施、スクールカウンセラーの設置、子育て支援ネットワークの構築を図ります。

続きまして**施策の方向 9. 介護しやすい環境づくり**といたしまして、「①介護支援の情報提供」として、広報誌等による情報提供をいたします。

「②介護に関する相談窓口の充実」として、地域包括支援センター等での相談体制の充実に取り組みます。

施策の方向 10. 豊かな高齢期を過ごすための環境づくりといたしまして、「①高齢者の地域活動への参加促進と介護予防施策等の充実」として、老人大学の学習内容の充実や介護予防事業の積極的な展開、健康づくり事業との連携に取り組みます。「②高齢者の就業機会の確保」として、シルバー人材センターとの連携を強化いたします。

続きまして**施策の方向 11. 家庭状況に応じた自立支援**といたしまして、「①ひとり親家庭の自立支援」として、母子福祉事業の充実や、母子家庭の母に対する就業支援、民生児童委員等による相談体制の充実を図ります。

「②障害のある人の自立支援」として、障害のある人の就労支援や雇用に関する情報提供と相談体制の充実を図ります。次の「③外国人への支援」については、新規事業となっております。在住外国人の方が、地域の一員として生活して頂くための支援を行っていきます。支援ボランティアの多言語による情報提供や日本語教室の実施をいたします。こちらにつきましては今年度、既に取り組んでおりまして、来年の1月には社会福祉協議会で、日本語支援ボランティアの養成講座を開催させて頂きまして、年度末、来年度の頭には教室を始める予定としています。続きまして、地域の住民との文化交流を通じたコミュニティづくりへの支援や相談窓口等の設置の検討をいたします。

続きまして 37 ページ、

基本課題 5 生涯を通じた心と身体健康づくりといたしまして、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあって、人権を尊重し相手に対して思いやりを持っていくことは、男女共同参画社会形成への前提となります。特に、性的マイノリティの方に対する差別や偏見等が最近問題とされていますので、情報提供や啓発を行い、年齢に応じた正しい知識の学習や、自らの意思で妊娠や出産やその他の性についての判断、決定できる判断力を養うことが必要となっておりますので、取り組んで行きたいと思います。特に太子町の方は合計特殊出生率が全国平均の1.39より0.4ポイント高い、1.79となっておりますので、より女性の妊娠や出産期におけるサービス等の充実に努めていきたいと考えております。

施策の方向 12. 性と生殖に関する健康権利（リプロダクティブ・ヘルツライフ）に関する意識の普及と支援体制の充実といたしまして、まず「①性と生殖に関する健康権利に関する意識の普及」として、男女が互いの性を理解、尊重し合えるための情報提供と意識啓発を行います。また、家族計画等の相談を実施します。「②年齢に応じた性教育の実施」として、エイズや性感染症に関する情報提供や予防啓発、相談の充実、年齢に応じた性教育の充実を図ります。「③性的マイノリティへの理解促進」として、広報誌やHP等による意識啓発や性的マイノリティに関する学習の機会の抄出による理解促進に取り組みます。

施策の方向 13. 妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実といたしましては、「①母性機

能の社会的重要性についての意識啓発」として、広報誌や各種教室を通じた情報提供を行っていきます。「②妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供」として、母子保健事業の充実や妊婦検診の充実を図ります。

39 ページ施策の方向 14. 生涯を通じた男女の心と身体¹の健康維持²といたしまして、「①男女の心身の健康づくりのための総合的支援の充実」として、ライフサイクルに応じた健康診査の実施や心身の健康に関する相談等の充実、保健指導の実施、健康増進のための運動活動の推進を図ります。

続きまして 40 ページ。

基本課題 6 ハラスメント及び虐待防止対策の推進といたしまして、町民アンケートでは、ハラスメント被害者はセクシュアル・ハラスメントが全体の 8.3%、パワー・ハラスメントが全体の 18.9%であるという結果が出ました。その大半は職場で被害に遭われているという現状がわかりました。また、現在家庭等で、子どもや高齢者や障害のある方に対する身体的・心理的虐待、介護の放棄等が社会的な問題となっていますので、支援体制の構築を図っていきます。

41 ページのグラフにつきましても、今回お配りさせて頂いた資料の 5、6 ページに載せております。被害に遭ったことがないという方が大半ですけれども、被害に遭われた方は特に職場で遭われた方が比較的多くいらっしゃいました。

42 ページ。施策の方向 15. ハラスメント防止に向けた対策の推進といたしまして、「①職場や地域等におけるハラスメント防止体制の構築」を図ります。ハラスメント防止に向けた教育や啓発活動の実施や相談窓口の充実と周知を行います。

施策の方向 16. 虐待防止に向けた対策の推進といたしまして、「①児童虐待の防止と支援体制の構築」として、児童虐待防止月間のキャンペーン啓発や関係機関との情報交換と連携体制の確保を行います。「②高齢者虐待の防止と支援体制の構築」として、関係機関との情報交換と連携体制の確保を図ります。「③障害のある方への虐待の防止と支援体制の構築」として、関係機関との情報交換と連携体制の確保を図ります。この虐待防止につきましては、来月号の広報の方でも特集を組ませて頂いております。

続きまして 43 ページ、

基本課題 7 防犯の視点からの男女共同参画の推進といたしまして、警視庁の統計によると、全国の平成 24 年中のストーカー事案の認知件数は、前年に比べて 36.3%増加しております。強制わいせつの認知件数は前年に比べて、5.7%増加している現状です。

このような犯罪を未然に防止するために、地域ぐるみで安全を守る自主防災グループの活動推進や情報提供や被害者支援体制の構築等、関係機関と連携を図る必要があります。

すみません、43 ページの文章の最後、「図る必要」は、「図ることが必要」に修正をお願いします。

施策の方向 17. ストーカー行為、性犯罪、売買春等の防止対策の推進といたしまして、被害者支援体制の構築を図ります。「①被害者支援体制の構築」として、個人情報保護の徹底や関係機関との連携によりまして、被害者の速やかな安全確保等や支援体制の構築を図っていきます。「②防犯対策の強化」として、防犯情報誌の発行や青少年補導パトロールの強化、犯罪事例の公表や自主防犯グループの充実に取り組みます。この度新規で追加させて頂きました、「ひょうご防犯ネット」への加入促進ですが、こちらは登録頂きましたら不審者情報等がメールで

送られてくるものになりますので、加入の促進を図っていきたいと考えております。

続きまして 45 ページ、行政の取り組みと関係機関との協働を推進するという事で、

【基本目標 3】 行政から取り組む男女共同のまちづくりを基本目標といたしました。政策や方針決定の場においての女性の参画を促進することと、女性の社会的地位をはかることを目標にさせていただきます。また、全ての方がいきいきと生活できるユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや防災や災害復興活動における、男女共同参画の推進を目指してします。また、プランの推進体制を整えるとともに、太子町の男女共同参画推進の拠点として、「太子町男女共同参画センター（仮称）」の設置についても実施に向け取り組みます。

基本課題 8 政策方針決定の場への女性参画の推進につきましましては、女性は人口の約半分、労働力人口の約 4 割を占め、政治や経済、社会の多くの分野の活動を担っています。しかし、これらの分野における政策や方針決定での過程への女性参画は極めて低調であり、男女共同参画社会基本法の制定から 10 年以上経過しても、まだ大きな課題となっております。国では、第 3 次の男女共同参画の基本計画の中で、平成 32 年までにあらゆる場面での指導的地位に占める女性の割合を 30%とするよう、目標を定めて推進しています。太子町においても、第 2 次プランの優先すべき取り組みとして推進をしてきましたが、当時 22 年の 4 月 1 日現在で 14.5%、一番直近の平成 25 年 4 月 1 日 15.9%となり、少しは高くなっていますが、目標の 30%まではまだまだ十分といえない状況にあります。

図表の 14、政治・行政において政策の企画や方針決定への過程に女性が進出していない理由といたしまして、「男性優位の組織運営になっている」という意見が一番多くありました。続きまして、「家庭や職場、地域における性別役割分担・性差別がある」という意見が多い結果になりました。

47 ページ、施策の方向 18. 審議会・委員会等への女性参画の促進といたしましては、「①各種審議会、委員会への女性の登用促進」として、女性のいない審議会・委員会の解消と審議会・委員会等の女性が占める割合の向上を目標とし、関連団体へ女性委員登用を働きかけます。こちらでも目標数値の 7、8 に挙げております。7 につきましましては、本日お配りしました委員長からの修正案により修正をさせていただきました。項目の 8、審議会等、委員総数に占める女性の割合につきましましては、国が市町の目標を 30%にしております。太子町では 15.9%となっておりますので、国の目標を目指して 30%にさせて頂いております。

続きまして、施策の方向 19. 事業所や各種団体等における女性の参画推進といたしまして、「①事業所や各種団体等における意思決定の場への女性登用の促進」として、事業所や関連団体への女性管理職や役員の登用の推進を働きかけます。女性リーダーの要請の推進や女性の各種団体等の組織や活動への支援に取り組みます。

続きまして 48 ページ、

基本課題 9 地域社会や行政が推進する男女共同参画につきましましては、男女共同参画社会の実現には、行政が男女共同参画の視点を反映した施策を総合的に展開する必要があります。また、それに関わる町職員自らが男女共同参画についての知識を備えて、多岐にわたる町の行政執務を遂行していくことが、町全体の男女共同参画の推進へと繋がります。このことから、太子町でも職場での研修や職員の仕事と子育ての両立支援等、推進をしていきたいと思っております。また、東日本大震災の教訓から男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直しや、地域防

災の担い手となる人材の育成を図っていきたいと考えております。また新庁舎を含めて、全ての方が安心して外出できる、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進していきたいと考えております。

施策の方向 20. 町内の男女共同参画の推進といたしまして、まず「①職員への研修会開催」として、職員研修の充実を図ります。「②男女の職育拡大と職場環境づくり」として、性別により区別しない担当業務内容の見直しを図るとともに、男女共同参画週間での意識付けを強化します。「③管理職への女性登用」として、男女の双方の意識改革を進めて管理職への女性の登用を図ります。こちらにつきましては数値目標の 9、管理職の女性割合が現在 17%ですが、22%を目標数値に挙げさせて頂きました。

続きまして 49 ページに戻ります。「④職員のハラスメント防止への取り組み促進」として、セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会を活用します。ハラスメント防止に関する意識啓発の推進を図ります。「⑤職員の仕事と子育ての両立支援」として、本日お配りしました資料、『太子町の特定事業主行動計画』で、「職員の仕事と子育ての両立支援プラン」というものを平成 22 年に策定しておりますので、こちらに基づきまして職員のワーク・ライフ・バランスに努めていきます。職員が安心して育児休業等を取得することが出来る環境の整備を図ります。特に男性職員の育児休業取得の取り組みを促進します。こちらについても数値目標に挙げさせて頂いております。項目の 10 に男性職員の育児休業の取得割合、現在 0%ですが、「仕事と子育ての両立プラン」の 2 ページの印を付けさせて頂いている、育児休業の取得率を平成 26 年度までに男性職員 5%を目指し、女性職員の 100%を維持する目標にしております。委員長からもご指摘があったのですが、5%は低いですが今 0%ということで、この目標に準じて 5%を目標とさせて頂きたいと思っております。

続きまして、施策の方向 21. 防災・復興への取り組みにおける男女共同参画の推進といたしまして、「①男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進」として、男女共同参画の視点を反映した地域防災計画等の見直しを行います。こちらにつきましては今年度、地域防災計画の修正を予定しておりますので盛り込んでいきたいと考えております。

50 ページ、「②防災・復興への取り組みにおける女性の参画の推進」といたしまして、女性の地域防災リーダーの育成や消防団への女性の入団促進を行います。こちらにつきましては数値目標 6、女性の消防団員数が地域の消防団の方で 1 名いらっしゃいますので、数値目標としまして 10 名を目標とさせて頂いております。

50 ページ、施策の方向 22. ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進といたしまして、「①利用者に、配慮した公共施設整備と情報発信」として、ユニバーサルデザインに配慮した新庁舎等公共施設の整備を行うとともに、町内施設のバリアフリー等の情報を配信させて頂きます。こちらについては新規事業として挙げさせて頂いております。

続きまして施策の方向 23. 国・県・地域社会・各種団体との連携と協働といたしまして、「①地域社会活動における男女共同参画の推進」として、地域団体・NPO 法人・ボランティア組織等への活動時間や運営方法等に関する配慮の要請をします。「②関係機関との連携と協働」として、男女共同参画推進委員西はりま連絡会議との連携を図るとともに、活動団体ネットワークづくりや「ひょうご女性チャレンジねっと」の活用を行います。

続きまして 51 ページ、

基本課題 10 男女共同参画プランの推進体制の整備につきましては、太子町では 10 年前の平成 16 年に第 1 次プラン、21 年に第 2 次プランを策定して実施をしてきました。その中で、すでに実施して今後さらに充実していくものを「充実」、今後新たに実施していくものを「推進」に分類して、特にその中で推進するものを【重点施策】と位置づけて計画推進に努めてきました。しかしながら、目標を実効性のあるものするには、具体的な数値目標の設定が必要であるということから、今回の方から数値目標の設定をさせて頂くことになりました。これも先ほどから見て頂いております、数値目標になっております。

52 ページ、施策の方向 24. 第 3 次太子町男女共同参画プランの推進といたしまして、推進のための数値目標の設定をしました。町内の推進体制といたしまして、太子町男女共同参画推進本部、太子町男女共同参画プロジェクトチームを設置します。町民の参画と共同による推進を目的といたしました、太子町男女共同参画プラン推進委員会の設置に向けて努力いたします。

施策の方向 25. 男女共同参画推進のための拠点づくりといたしまして、これは、当初から懸案事項となっております、男女共同参画センターの開設実現に向けて取り組んでいきます。現在建設事業が進んでおります新庁舎におきまして、その一画を「男女共同参画センター」という位置付けをさせて頂きまして、男女共同参画に関する図書ですとか、その他女性の再就職関係等の情報提供の場でありますとか、相談ブースの設置や活動スペース等、男女共同参画の推進拠点として整備できるよう検討しているところでございます。

勝木委員長： ここで、残りは少し置いておきまして、最初のところのプランの概要から 17 ページまでの中で、ご質問・ご意見がございましたら承りたいと思います。説明でわからない所等がありましたらご意見をお願いします。

長谷川委員： 13 ページの男女共同参画の拠点の設置と推進体制の充実とありますが、太子町の交流スペースというのは文化会館の「花と緑の会」の場所ということですか？

事務局： いえ、現在検討していますのは、新庁舎の中で町民の方へ役場の情報等を見て頂くようなスペースを設置予定で、その一画を男女共同参画センターと位置づけて、皆さんに情報発信等をさせて頂く場にさせて頂こうと思っております。

山本課長： 今、花と緑の交流スペースというのが出ましたが、もともと花と緑の相談所があったのですが、利活用が悪く、開所時には住民の方がそこに行ってお話をして頂いたらいいですというスペースです。ここで挙げているのは新庁舎の中で、部屋の中にセンターという大げさな言い方ですが、男女共同関係の資料の設置や、相談できるような体制づくりをしたいと考えています。

勝木委員長： 他にございませんでしょうか？

そうしましたら、19 ページから基本目標 1 あたりでありましたらお願いします。

瀧北委員： 21 ページの施策の方向 2 の男女共同参画に関する調査・研究の推進、男女共同参画の講座の開設、セミナーの実施等がありますが、これに関しては今の企画政策課の人員だけでやっていくのですか？それとも人員を増やして男女共同のための方を別途採用して実施されるのですか。

それとセンターの設置ですけれども、何年後の予定ですか。新庁舎が開くとともに開設されるのですか。

山本課長： まず男女共同の人員・配置については今の企画政策課の方で対応したいと考えております。

講演会については、来年度から早々に予算取りをしておきまして、講演会を開催させて頂きたいと思います。ただ、いろんな講演等がございますので、職員の中ではこういった知識を持った者がいないので、勝木委員長をはじめ、委員の任期としては終わってはいるのですが、委員の皆様のお力添えで、長いお付き合いをさせて頂くという中で、ご相談なり声をかけさせて頂きたいと思います。県を含め皆様と相談させて頂きながら事業を進めていきたいと思っています。

あと、庁舎につきましては今のところ27年度の上半期には開庁できる予定です。それと同時に男女共同参画センターに直接行くと相談員さんがいるというのではなく、徐々にそういう形になればいいと思っています。今のところは情報誌を設置したり、何か相談があればその場所で行う等、そういうところから始めたいと思っています。ですので、誰かがそこに行けば常にいるということではなく、最初は企画政策課の方に相談等において頂いたらと思います。

瀧北委員： 企画政策課が男女共同参画をやっているということをわかっていない町民が多いと思いますので、その説明を庁舎の開庁とともに一度説明されたいと思います。太子町の人って男女共同参画のことではどこに行ったらいいだろう、企画政策課ってなに？と思う人もいますので。

山本課長： 当然瀧北委員がおっしゃるとおり、そういう時期になりましたら、男女共同参画のことは企画政策課、DVは社会福祉課で分担して担当しますので、住民の皆様方にわかるような形で周知したいと思っています。

勝木委員長： プランができた際に町ホームページにバナーを挙げてもらうとか、そうしてもらうといいですね。

山本課長： わかりました。

清水副委員長： 次の22ページですけれども、メディアにおける人権尊重の慣習のところ、刊行物の表現のところで、ガイドラインとかは太子町はあるのでしょうか？

事務局： いえ。残念ながらありません。

清水副委員長： 兵庫県のガイドラインに従うということですかね？

勝木委員長： 内閣府のもあります。

山本課長： 今の広報担当者も表現というのはかなり、当然住民の方から苦情もありますので、なるべく気を付けるように現在はおしてあります。それから色々な広報誌を取り寄せていますので、見直しをしながら今のところの一番いい表現を心がけております。ただあくまで、今言われていたガイドライン的なものはありませんので、それぞれその時に合わせた形で対応させて頂いていますので、逆にきちっとした手本、テキストのようなものがあれば、うちも取り寄せたいなと思います。

清水副委員長： 広報物っていろんなところで作成されていますが、それが出てしまってから苦情を頂くというよりも、一度どこかでチェックできる体制をつくられる方がよいと考えます。

山本課長： はい。広報では専用の用語辞典があります。それを参考に広報担当は業務をしています。しかしながら、最善の表現というのは時代の流れでどんどん変わっていきますので、いち早く情報は取り入れたいと思います。

清水副委員長： 結構広報物は、兵庫県のものを頂いてよくありますのは、議会等の広報物で、子どもたちが沢山出ていたりしますが、男の子だけの時があります。それが悪いという感覚は皆さんは、ほとんどないと思うのですが、男女共同参画の視点から見ると違和感があります。だから、何か

しらのチェック体制やガイドラインを担当の方に事前に提供しておかないと安易に出てしまいますよね。

山本課長：　そうですね。たとえば「障害者」の「がい」を漢字表記か、ひらがな表記すべきかという問題もそれぞれの立場と使用の状況でどちらを使うべきか意見が分かりますので、とても難しい問題だと認識しています。

清水副委員長：　それと同じように最低限のことに気を付けてくださいという、さらっとしたガイドラインですよね。あまり多くのこと詳しいことを各課に申し上げても対応が難しくなりますので。

山本課長：　見させていただきます。

勝木委員長：　それと関連して、35 ページの老人大学という固有名詞がありますが、高齢者大学ということですね。今は老人大学という表現はしないと思いますが。

山本課長：　すいません。そうですね、今は高齢者大学です。改めさせていただきます。

勝木委員長：　元に戻りますけど、24 ページの教育のところですけども、男女の混合名簿のことは小・中で完全実施されているということですね。

清水副委員長：　自由意見の中に中学校で実施されていなくて残念だったというのがありましたね。

龍北委員：　小学校は実施されていますが、中学校は娘に聞いたのですが混合名簿ではないと思います。

山本課長：　三宅先生ご存知ですか？

三宅委員：　小学校は、全部実施しています。

清水副委員長：　なぜ中学校は遅れているのでしょうか。やはり男女平等の視点に立った進路指導の充実というのに非常に関わってくる問題なので、小学校ではほとんど進路指導はしていませんよね。でも中学校はすぐ進路指導が現実化するところですので、中学校の先生たちが性別を基準としない名簿をお使いになることで、進路指導にも性別を持ち込まないという視点を持って頂きたいです。小学校でも重点課題ですが、中学校ではより重点課題です。

山本課長：　先生、ここは強調すべきでしょうか。中学校を入れるという話で。

清水副委員長：　はい、そうすべきだと思います。

山本課長：　はい、わかりました。担当課と検討したいと思います。

勝木委員長：　それと、デートDVに関して、教育の中に入れるというのはどうでしょうか。

事務局：　DV対策基本計画で取り上げさせて頂いています。

勝木委員長：　去年西播磨の教員研修、兵教祖の関係で関わらせて頂いたのですが、若い先生が多く、今までは団塊の世代がずっと組合活動で戦い勝ち来られた、例えば育児休業にしろ、混合名簿にしろ、女子のスラックス着用にしろ、ずっと戦ってきた先生たちは思いがあるんだけど、新しい教員はあまりこだわられないようで、どうして男女別名簿がいけないのかとか、女子はスカートさえ履いていたらいいとか、すごく逆戻りしている感じがとてもあり、教職員の研修というところは特に男女共同参画に対しても研修を入れて欲しいなと思います。絶対必ず年に2回ぐらい実施することを目標にして頂きたいと思います。

山本課長：　三宅先生、学校の現場はどのような感じでしょうか。

三宅委員：　私、これまで小学校で勤務していましたが、それは先輩の先生方もよく言われていました。そういう風に勝ち取ってきてというのが受け継がれていないという。学校の中もいろんなことが多様化して忙しくなってきたコミュニケーションを図る場がなくなってきたというのもひとつ問題かなというふうには思います。

勝木委員長： 退職された校長先生たちが、昔はストーブ囲んで・・・という話がありました。

三宅委員： 話をぶつけ合う時間も欲しいと思います。

また今回で教師の視点もものすごく大事だと思ったんですが、知らないうちに日常でちょっと出る言葉であつたりとか態度であつたりとか、子どもたちに浸透していくので、そういうことも大事だと思います。

清水副委員長： 29 ページの女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）ですが、太子町のデータですね、6、7 ページくらいのデータを見ますと、非常に出生率が高く、「若いまち」なわけですね。7 ページのM字曲線を見てみますと、太子町は兵庫県よりも全国よりも低いです。これはどういうことが起こっているかという、子育てと仕事と両立できていない女性が全国平均よりずっと多いということです。こういうデータとか調査を活用してプランを作られるなら、ワーク・ライフ・バランスに力を入れて欲しいというのが意識としても出てきていましたので、やはり重点課題としてこの問題はかなり心して取り組む必要があるのではないかというのがわかると思います。まさにこれが子育て期の若い人たちの要求であって、その人たちの要求を叶えていくことで、このプランの意義というのが町民の方たちにもわかって頂けるようになると思いますので、今の施策をどうこう変えてくださいということではなくて、ここをなおざりにしないで欲しいなと思います。

山本課長： わかりました。例えばこのデータの中でこういう言葉を入れたほうがいいですか？政策的には今のこの政策で行かせて頂いて、あのデータ分析として今副委員長が言われた話をこのどこかに入れた方がいいですか。

清水副委員長： 29 ページとかにいれられたほうが良いと思います。総合的なことで言うとぼんやりしてしまうので、具体的な施策はこういうものというように書かれたほうがわかりやすいと思います。

山本課長： そうしましたら、言葉的なニュアンスになると思いますが、入れさせていただきます。

瀧北委員： 今の副委員長のお話とつながると思うんですけど、30 ページのチャレンジに関する情報提供と支援なんですけど、働き方ですね。女性の働き方で結婚や出産、育児等で就業を中断された女性の再チャレンジを応援すると書いてありますが、ここは本当に専門家をおいて頂きたいと思います。たとえ週1回でもいいので、キャリアカウンセラーの方ですとか本当に就労問題を日々扱っていて、また、キャリアカウンセラーの方でも自分が実際に子育てをしながら、キャリアアップしつつ仕事をされている方もおられますので、そういう方呼んで頂いて、多様な働き方があるということを太子町の中のお母さんで知らない方も多んじゃないかなって思います。それが就労に繋がらない原因なんじゃないかなって、在宅だとか起業だとかそういう話しは少し勉強しないといけないと思いますので、ここは専門家の方を置いて頂きたいと思います。それで相談に乗って頂きたいと思います。

勝木委員長： 貴重なご意見ありがとうございます。7 ページのM字の分析として何かあるんでしょうか？例えば土地があつてお野菜なんかを作っているからそんなに働く必要がないとか、男性の方だけの働きで十分食べていけるとか、あるいは働く場所がないんだとか、子どもを預ける場所が無いんだとか、この下がっている要因として何が浮かび上がるかなと思います。

山本課長： 人口にしても3万4千、昔から太子町にいらっしゃった方が1万4千くらいと言われてます。半数以上が新しい方だと聞いています。逆に網干駅が近くにあつて、太子インターからすぐ山陽道に乗れるということで、交通の便が非常によく電車ですと大阪が通勤圏という

非常に便利な場所でもあります。それから住宅事業も一軒家が建ち並ぶ中、アパートとかマンション系統というのたくさん建っていますので、いろんな条件はあるのですが何で下がっているのかなって言うところが。私の近所にも新しい方がいらっしゃるんですが、やはり共働きというのが多いですし、ちょっと私もはっきりとした分析はできません。

瀧北委員： 小学校ですと学童が3年生までじゃないですか。それはもしかしたら原因のひとつかもしれないですね。

去年からですけど、4年生が長期休みに関しては預かって貰えるという場面がありまして、そのことを踏まえてパートに出ることにしたお母さんたちもおりますので、やっぱり保育園のときの方が働きやすいですね、幼稚園も1時間500円程で預かり保育もして貰えるんで、小学校の世代の方が働き辛いようです。

圓尾委員： 都会と違って田舎ですので、子どもを預かって貰えるベビーシッターのような制度が、ある程度の年齢まで都会でしたらありますよね。時給いくらみたいなので時間外でも見て貰えますが、ここではあまり聞いたことがないですし、保育園とかそういう所しか聞いたことがない。都会でしたら1歳の子でも保育園が終わったらベビーシッターが迎えにいったって、お母さんが帰ってくるまで見て貰っている。鍵もみんな渡してというところがありますが、太子町はそういうところはきつくないと思います。ただ働いた分をベビーシッターに払っていたら何のために働いているのか判らなくなります。社会参加には繋がると思います。

清水副委員長： ファミリーサポートだと時給700円くらいで使えますので、その仕組みを福祉の方で立ち上げて頂いたら、今おっしゃった問題が解消しますし、学童の問題も解決するのではないのでしょうか。

圓尾委員： 同じことになりますよね。一人ですずっと留守番させていたら危ないということもあります。

瀧北委員： 姫路でしたらそういう制度があります。

圓尾委員： やっぱり地域的なことでしょうか。

清水副委員長： 結構高齢者の方のお力を活用するという意味でシルバーの方たちがそういうことをやってらっしゃる方も結構あるので、シルバー人材センターとの連携が取ればいいのではないのでしょうか。

山本課長： 太子町では社会福祉協議会ですね。

勝木委員長： 次に進みたいと思います。

清水副委員長： 数値目標の1番のところで性別役割分担観でその考え方に賛成という方6.2%ですがこういう考え方を0にする、撲滅するというのは非常に過激な考え方で、自由意見の中にもありましたが、私はその生き方で生きてきて幸せですが、他の人、これからの人は違う意見かもしれませんね、という回答もありましたので、多様な意見を認めるというのが社会なので、こういう考え方を0にするというのはちょっとお考え頂いて、共同参画社会の実現はその考え方に賛同する人が少なくとも過半数、7割くらいの方が賛成してくださったら、圧倒的にそういう社会をつくっていく基盤ができるのではないかと考えられますので、同意するという人たちを7割にするとかそういう目標設定のほうが好ましいと思います。

事務局： では、逆の表現で検討させて頂きたいと思います。

瀧北委員： 同じ数値目標のところで男性職員（町職員）の育児休業取得割合が現在ゼロで5%にしたいとなっていますが、例えば役場でも男性職員の方に積極的に呼びかけるというようなことをさ

れているのでしょうか？育児休暇を取ってみてくださいではないけど身近なところにモデルがいないと広がっていかないので、モデル的にも若い職員さんとかに取って頂くことなんかも必要なんじゃないかなと思うんですが、どう思われますか？

山本課長： 職員に対しての周知は総務課の方で、当然そういった情報は発信しています。年に1回程度ですが。介護休暇にしてもそうですけれど。実際その介護休暇については例があるのですが、ご指摘のとおり男性の育児の例がないので、なかなか積極的に取ってくださとかモデル的というのが、職員数も少ないので現状では難しいと思います。大きな何千人の市役所とかでしたらそういったことも可能かと思うのですが、そのところを総務課と企画政策課で検討させてもらいます。周知についてもう少しお願いしますということをお話してみます。

勝木委員長： 該当する職員の方が多いわけではないのですか？

山本課長： 今採用が結構多い実情です。団塊の世代で退職していきますので、その分若い方が入ってきております。

勝木委員長： 実際に取りれたら20%くらいになるのではないですか。

事務局： 女性でしたら産前産後休暇や育児休暇を取る関係で早く総務課の方に伝える必要があるのですが、男性は産まれてからはじめて総務課が知るとかというケースが多いので、やはり育児休暇をとるのであれば、前から周りとの調整も必要なので、それも原因でなかなか実現できていないのかなと思っているのですが。そのあたりも周知ですとか意識が高まるように取り組んで行きたいと思っています。

勝木委員長： その上の管理職の女性の割合は、職種は庁内ですか？保育士さんとかも含んでいますか。

事務局： 保育士も含んでいます。教育関係も含んだ数字になっています。教育関係といいましても幼稚園、保育所で、小中学校は含みません。

勝木委員長： 女性の職場だからそうですよね。

それでは基本目標の4のところ、最後のDVのところからお願いします。

〔事務局説明再開〕

事務局： **【基本目標4】暴力を許さない社会づくり**では、配偶者等からのあらた暴力の根絶といたしまして、太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画を策定いたしまして、基本目標4にも挙げさせて頂いているのですが、別立ての55ページから第4章の方に載せさせて頂いております。計画策定の主旨やプラン策定の背景につきましては、第1回でのDV基本計画をつくるための法的な説明等をさせて頂いておりますので、時間の関係で割愛させていただきます。58ページのグラフにつきましては、本日お配りしたものの中によりわかりやすい形で載せております。8ページになります。

続きましてDV被害者の相談先ですが「どこにも相談しなかった」という方が、一番多い意見となりました。相談できなかった理由として、最初のアンケートの集計結果でもでも説明させて頂いたのですが「相談するほどのことでもない」ですとか、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」と「相談しても無駄だと思った」というような意見が多くありました。

60ページ、『プランの性格』につきましては、こちらは本章で定める「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」はDV防止法第2条の3代3項に基づく計画とするとともに、第3次太子町男女共同参画プラン「『基本目標4』暴力を許さない社会づくり～配偶者からのあらゆる暴力の根絶～」を推進するために実施計画を含むものとします。

『プランの期間』につきましては、男女共同参画プランと同じ平成26年度から、平成30年までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化等に対応した施策を進めるため、必要に応じて見直しを行います。

基本課題の11 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実といたしまして、こちらの方は本人の意識や社会的な理解が不十分なため、潜在化している状況にあります。またDV被害は子どもにも影響を及ぼす可能性があることから、早期発見につながる体制づくりが重要です。子どもの検診、被害者の心の病や怪我の治療、各種相談窓口における相談をとおして、適切な対応が求められます。

アンケートでは約4割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、相談先は「家族や親戚に」、「友人・知人に」が多く、公共機関の相談窓口を認知していないと思われる状況となっていることから、町民が安心して相談できる相談支援窓口の周知を図るとともに、相談者の立場や状態を細やかに配慮し、DV被害者への早期対応、相談支援につながる体制整備を図ります。

施策の方向 26. DV被害者の早期発見の仕組みづくりといたしましては、「①DV相談窓口等の情報提供」として、広報誌や相談窓口等による町民への啓発を行います。「②早期発見に向けた各種窓口等関係機関との連携強化」として、DV被害者の気づきと相談支援窓口への連携強化を図るため、各種窓口及び関係機関等へのDV防止法に基づく通報の趣旨及び町の施策等を周知し、被害者の早期発見や支援に結び付けます。また、窓口職員や関係機関の意識づけを強化します。

施策の方向 27. DV被害者の相談体制の整備・充実といたしましては、「①相談窓口機能の充実」として、相談しやすい窓口の整備と、被害者の相談に総合的に対応できる相談窓口機能の連携を図り、適切な対応に努めるとともに、相談窓口としての機能強化と環境整備を行います。また、窓口職員の研修・連携強化を図ります。「②相談窓口職員及び関係職員の資質の向上」として、相談窓口職員及び関係職員の資質の向上と、県の女性家庭センター主催の研修会やフォーラム等への参加、意識啓発を図ります。「③関係相談機関との連携の強化」として、DVに関する相談機関との情報連携を図り、それぞれの役割を生かした総合的な支援のネットワークやDV地域ネットワーク会議等相談支援機関との連携を強化します。

続きまして

基本課題 12 DV被害者への支援体制の整備といたしまして、こちらの方は太子町のDV相談の状況を図表19に示しています。こちらだけを見て頂くと、23、24年度相談件数は講式数値としては2件となっています。これは担当課の方で正式に確認しているもので、直接警察ですとか、その他県のほうに相談されている方はおりませんので、潜在的な被害者の方が、もつというと思われます。

施策方向 28. DV被害者の安全確保といたしましては、「①DV被害者の安全確保」として、DV被害者が安全で安心して避難できるように、警察や県等関係機関との連携を図り、迅速な対応、適切な支援を行います。また、被害者と同伴する子どもの支援を強化するとともに、緊急対応時の安全の確保と情報の保護や保護命令の情報提供と適切な支援を図ります。

施策の方向 29. DV被害者への自立支援といたしましては、「①DV被害者の生活の安定に向けた支援」として、将来に向けた安全で安心な生活を送ることができるよう、被害者の情報管

理の徹底と、総合的な支援体制を構築します。また、DV被害者の状況に対応した情報提供や各種制度を活用した支援を行います。住居や就業支援等生活安定に向けた関係機関との連携を強化します。「②DV被害者の心のケア」として、DV被害者が心理的な安定を取り戻すようになるまで心身のケアに努めるとともに、母子自立支援員、家庭児童相談員、保健師等による支援体制の充実に努めます。「③DV被害者家庭の子どもの支援体制の整備」として、DV被害者の子どもの保護体制と、保育・就学の適切な対応を行い、さらには、個々の子どもの状況や年齢に応じた心の支援に努めます。また、相談窓口の周知やスクールカウンセラー、母子自立支援員、家庭児童相談員、保健師等による支援体制の充実に取り組みます。

施策の方向 30. DV被害者の情報管理の徹底といたしましては、「①関係機関・関係各課との情報管理の徹底」として、DV被害者の個人情報保護し、関係機関・関係各課への迅速な情報提供を行い、さらには、他市町との連絡調整においても個人情報の管理を徹底します。住民基本台帳の情報に基づき、事務処理を行う部署及び関係機関での情報の共有・管理の徹底を図ります。

続きまして、

基本課題 13 DV根絶に向けた啓発と防止の推進といたしまして、DVはいかなる理由であれ、被害者の人権侵害であり、生命・身体・精神に重大な危害を与える犯罪行為です。家庭の中では、長期にわたり反復的に行われることも少なくないため、子どもの成長・人格に影響を与え、これが家庭内における暴力の世代間連鎖につながると言っても過言ではありません。暴力が起る背景には、男女の固定的な性別役割分担、社会的、経済的な力の格差等の問題があるとされています。誰もがDV等の加害者や被害者にならないよう、一人ひとりが人権意識を高め、DVに関する正しい知識を身に付け、理解を深められるように、家庭、地域、学校が一体となって教育・啓発を推進していきます。

施策の方向 31. DV根絶に向けた啓発・教育といたしましては、「①家庭や地域への啓発・情報提供の推進」として、DVを根絶し誰もが安心して暮らせるように、DV（デートDVを含む）そのものを理解するための啓発、取り組みを推進します。また、広報やホームページ等でDVに対する正しい認識を広め、防止を図るための意識啓発を行います。民生委員・児童委員等地域における活動者への研修及び啓発とともに、妊産婦やその配偶者を対象に母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問等母子保健事業の機会を通じた啓発の推進を行っていきます。「②学校等における教育・啓発の推進」として、次世代を担う子どもたちに、正しい人権意識や男女平等意識が育つような教育や保育の計画に努めます。中高生等若年層を対象に、デートDVに関する理解を深めるための啓発を強化します。パンフレットの配布やPTA研修会等の機会を活用し、保護者に対する啓発を推進していきます。以上でDVの基本計画の説明を終了します。

続きまして 69 ページの

『第5章プランの数値目標』につきましては、先程の説明の中で一通り説明させて頂いているのですが、最後の12、DV被害者のうち「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が現在39%いらっしゃいましたので、それを20%未満になるように数値目標とさせて頂きました。以上で数値目標の説明を終わります。

勝木委員長： ありがとうございます。ここの部分に関して何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

三宅委員： ちょっと教えて頂きたいのですが、数値目標の12番のDV被害者のうち「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合で目標値が20%未満というところで、39%からだと半数以下に達したいかなということだと思うのですが、目標としては0%の方がいいのではないかなと思うんですが。例えば、15%に達すると目標クリアになりますが、その15%の人はいいのかという話になってしまわないかなと思います。そうなるとこの数値目標では難しいなと感じました。

山本課長： 目標0%というのは当然なのですが、何かをすることを目標に挙げる方がいいのかなという感じがします。0%ということだけではなくて、そういうことにならないために何かをすることを目標にするということですか。

清水副委員長： 数値化していくのはデートDVの啓発をする学校数とか、授業回数とか県はよく挙げています。今回新しくしていく取り組みなので5年間での回数を設定する等どうでしょうか。

神戸市は全中学・高校で実施とされています。

山本課長： そういう方向へもっていく方がいいですね。アンケート結果を0%にというよりは予防対策としてはどうでしょうか。

清水副委員長： 予防というのはここだけではできないので、例えば学年で分けてみるとかはどうでしょうか。

山本課長： 三宅委員、学校的には問題ないですね。

三宅委員： きちっとカリキュラムに組み込めばできます。途中でというのはなかなか難しいですが。

勝木委員長： 高校とかは中間試験の後とか、球技大会の半分を使つてとか、正規の授業が入ってないところで入れたりされています。

山本課長： 今言われていたのはごもっともな意見だと思います。12番については中学校の授業の中で取り入れていくということで変更にさせていただきます。

清水副委員長： あと、相談体制の充実のところ62ページ。相談体制の現状を教えてくださいませんか？
具体的な体制等も教えてください。

事務局： 今のところ相談体制といたしましては、担当課が社会福祉課になっているのですが、そういう方がいらっしゃれば、事情をお聞きして必要であれば、県に引き継ぐという流れになっているということです。

清水副委員長： たつの健康福祉事務所の相談員さんと連携されているということですかね。県の母子自立支援員さんというのは、DV担当と明確に位置づけされていないと聞いています。でも本体がないものをこの方たちが事実上担ってらっしゃることも現実ということで、県の方もこの方たちに改めてDV相談を担当するようにという明確な事務分掌に加えられるとお聞きしました。ぜひ、太子町として月1回でもいいので相談員さんを招いて、相談窓口をここでなくても太子町のどこかに設置されて、その専門性を持った相談員さんがいらっしゃることの広報されるよう希望します。また、相談受付後に相談員さんと社会福祉課の職員との情報共有されることは、一歩前進になると思います。

山本課長： おっしゃるとおりだと思います。これからこういうDVのことは殺人事件とか色々な事に発展しますので、この期間の中でまずプランを策定していきながら、今言われた担当課のこと、きちっとした体制づくりのことを、町としても取り組んで行きます。

清水副委員長： 朝来市は月1回。女性カウンセラーの方がいらして、赤穂、相生も月3回。尼崎なんかは週3回くらい実施されているそうです。

山本課長： そういう方たちは月1回とかでも相談にこられるんでしょうか？電話相談ですか。出向いてこられるということは秘密的なことといたしますか、あまり人前には出て行きたくないものなのだと思います。

瀧副委員長： 行政の庁舎の中で行われるのは難しいところがあります。顔が知れてしまうということがありますよね。

加東市は別のところで月に1度受付していますし、赤穂市も市役所とは別のところで、市民会館かどこかでされています。

山本課長： 相談日のお知らせはするけれども、場所を変えるということですね。

瀧副委員長： こちらの連絡先を広報されて、電話で問い合わせ等があれば、こういう窓口がありますから、いつどこで実施するというのを具体的にお知らせするという方法はどうでしょうか。

瀧北委員： 姫路市の「あいめっせ」でしたら、電話相談は結構重要だと思います。名刺みたいな紙に「DVに遭われた方は・・・」みたいに広告をつくって公共施設の女子トイレに置いてあるんですね。そうしておくとしり取りやすいんじゃないでしょうか。チラシ等の大きいものと、「あの人・・・」と目に付きやすいですので、置く場所にも気を配っていますね。そういう方法を取ると相談しやすい環境が出来ていくと思います。

瀧副委員長： 山陽デパートのトイレとか、姫路駅の市民トイレ等で見ました。

事務局： 社会福祉課の窓口では見た事があると思います。

瀧北委員： あすかホールのトイレにもあります。

瀧副委員長： 11月はDV防止月間ですので、ティッシュなんかで配ったらどうでしょうか。

事務局： 太子町では、「あすかふるさとまつり」のときに児童虐待と一緒に啓発をしています。

勝木委員長： みなさん、長時間にわたり貴重なお時間をありがとうございました。この委員会の意見を検討させて頂いて、もう一度委員会を開催させて頂いて結論を出したいと思います。そしてパブリックコメントも今後予定されています。

6. 議事 (2) 今後のスケジュールについて

事務局： 今後の簡単なスケジュールだけお知らせさせていただきます。今回の意見を反映させて頂きまして、プランの修正を行います。時間の関係もありますので、パブリックコメントが1月6日から31日までの期間で実施させて頂こうと思いますので、今回の修正につきましては、委員長に調整させて頂きまして、修正案の方を見て頂いてから、パブリックコメントの素案にさせて頂きたいと思います。パブリックコメントが1月で終了いたしまして、そのあと町内のプロジェクトチーム推進本部会議の方で最終案の方を策定させて頂きまして、3月上旬に第3回の委員会をさせて頂きまして、答申を頂けたらと思っております。その後、プランが完成に至った時点で、ホームページや広報で積極的にアンケート結果も含めて公表していきたいと思っております。以上です。

勝木委員長： 案ができましたら完成したものを委員の皆様にもう一度お送りして頂いて、そして6日からパブリックコメントが実施されます。パブリックコメントは委員の方が書いてもいいのですか？

山本課長： 皆様のご意見を伺ってそれを参考に策定したプランですので。委員の皆さんが意見を書くということは、一般的ではないと思います。

勝木委員長： 例えば案が良くなったとか、前より進歩しているというような前向きなことを書いて頂いて

もいいと思います。パブリックコメントの方法を教えてくださいませんか？

事務局： ホームページと窓口で受付けます。役場と町内の各公民館と中央公民館等の施設に用紙や素案の方をおかせて頂くことと、ホームページの中で公表させて頂いて、紙ベースで窓口に持ってきて頂く方法とメールを送って頂く方法と両方で受付けします。

勝木委員長： かなり時間が迫っていますので、よろしくお願いします。次回委員会は3月上旬に日程調整するということで終わりたいと思います。長時間にわたり本日はありがとうございました。

山本課長： 事務局の方から一言。委員長どうもありがとうございました。貴重なご意見頂きまして、簡単なものはこちらの方で修正させて頂きますが、プランの重要な部分についての修正が何箇所かあったと思いますので、勝木委員長に相談させて頂いて、最終的な案につきましては皆さんにお配りをさせて頂いて、パブリックコメントで寄せられた意見も参考にしたいと思います。次は3月ということで、短い中での策定ということで、皆様方にはご迷惑をおかけしますが、より良いプランを策定したいと思っています。また、策定だけでは駄目だということを我々も十分わかっておりますので、それからどう動いていくか、ぶつかっていくかということが大切だと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

平成 26 年 3 月 4 日

署名委員

龍北 りん



三宅 優一

